

原油価格・物価高騰などの影響を受けている 新規創業者の皆さまへ

【津久見市新規創業小規模事業者物価高騰支援金】

原油価格・物価高騰などの影響により、**収益**が減少し、事業活動に大きな影響を受けている新規創業の小規模事業者の方を対象に、支援金を支給します。

支給要件

令和4年4月1日から11月30日までの創業者で原油価格・物価高騰などの影響により、収益が減少し、経営が厳しいと津久見商工会議所が認める小規模事業者
※津久見商工会議所中小企業相談部指導課の確認書が必要

支給額

月1万5千円【最高12万円】

※創業月を除いた翌月から令和4年12月までの間
※営業日のうち事業を休業していた日が半数以上ある場合は、その月を除く。

対象者

下記の①～⑥のすべてに該当する方が補助対象となります。

- ①従業員の数が20名以下（商業またはサービス業の場合は5名以下）で、
※役員・パート社員を除く。
- ②令和4年4月1日以降、市内において開業し、事業を営んでいること
- ③今後も事業を継続する意思があること
- ④市税等を滞納していないこと
- ⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと
- ⑥風営法第2条に規定する事業を営んでいないこと

業種一覧

【総務省】日本標準産業分類(平成25年10月改定)

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業 H 運輸業(中分類43～48) I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業(中分類73～74 ※広告業、技術サービス業)
M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業(中分類82 ※学習塾など)
P 医療、福祉(中分類83 ※病院、歯科診療所、助産、療術、医療サービスなど)
Q 複合サービス業(小分類872 ※事業協同組合) R サービス業(中分類88～92 ※廃棄物処理、自動車整備、機械等修理など)

※申請方法については裏面をご覧ください。

申請方法

I. 市に、下記の書類を提出してください。

- ①交付申請書兼誓約書兼請求書（第1号様式）
- ②津久見商工会議所による申請確認書（第2号様式）
※津久見商工会議所にご相談の上、確認していただきます。
- ③開業届の写し
- ④収益高を確認できる書類
（例：確定申告書の収支内訳書、試算表、売上台帳…など）

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※①②の様式については、津久見市ホームページ上および津久見市役所（2階）
商工観光・定住推進課内に準備しています。

※詳細については、津久見市ホームページをご確認いただくか、
下記お問い合わせ先までご確認ください。



II. 指定された口座に支援金が振り込まれます。

※振込が完了するまで数週間かかる場合があります。

申請期間

～令和5年3月15日（水）

提出先・ お問い合わせ先

津久見市役所 商工観光・定住推進課
〒879-2435
津久見市宮本町20番15号
TEL：0972-82-9542
FAX：0972-82-9520

